

平成六年国家公安委員会規則第二十六号

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則
警察法施行令(昭和二十九年政令第百五十一号)第十三条第一項の規定に基づき、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則を次のように定める。

目次
第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 聴聞

第一節 主宰者、代理人等(第三条―第七條)

第二節 聴聞の進行(第八条―第十六条)

第三節 聴聞調書等(第十七条―第十九條)

第三章 弁明の機会の付与(第二十条―第二十二條)

附則(第二十三條)

第一章 総則

(適用範囲)

第一条 国家公安委員会、都道府県公安委員会及び警察署長並びに法令の規定によりこれらの者の権限に属する事務を委任された者(以下「行政庁」という。)が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 主宰者 行政手続法(平成五年法律第八十八号。以下「法」という。)第十九条第一項の規定により聴聞を主宰する者をいう。

二 当事者 法第十五条第一項又は法第三十条の規定による通知を受けた者(法第十五条第三項後段(法第三十一条において準用する場合を含む。))の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。をいう。

三 関係人 当事者以外の者であつて不利益処分(の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者)をいう。

四 参加人 法第十七条第一項の規定により聴聞に関する手続に参加する関係人をいう。

第二章 聴聞

第一節 主宰者、代理人等(主権者の指名)

第三条 法第十九条第一項の規定による主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

2 主宰者は、都道府県公安委員会(方面公安委員会を含む。)の委員又は聴聞を主宰するに於いて必要な法律に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる警察職員のうちから指名する。

3 主宰者が法第十九条第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、行政庁は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。(代理人)

4 法第十九条第三項(法第十七条第三項において準用する場合を含む。))の規定による代理人の資格の証明は、聴聞の件名、代理人の氏名及び住所並びに当事者又は参加人が代理人に對して当事者又は参加人のために聴聞に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した別記様式第一号の代理人資格証明書により行うものとする。

5 法第十九条第四項(法第十七条第三項において準用する場合を含む。))の規定による届出は、別記様式第二号の代理人資格喪失届出書により行うものとする。

6 法第十九条第一項の規定による許可の申請は、聴聞の期日の四日前までに、聴聞の件名及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した別記様式第三号の参加人許可申請書を主宰者に提出することにより行うものとする。

7 主宰者は、法第十九条第一項の規定による許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った関係人に対し書面により通知するものとする。

8 法第二十条第三項の許可の申請は、聴聞の期日の四日前までに、聴聞の件名、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した別記様式第四号の補佐人出頭許可申請書を主宰者に提出することにより行うものとする。

9 主宰者は、法第二十条第三項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。

10 補佐人は、聴聞の期日において意見の陳述その他必要な補佐をすることができ、

11 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに自ら陳述したものとみなす。

12 法第二十二條第二項(法第二十五條後段において準用する場合を含む。))の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であつて既に受けた法第二十条第三項の許可に係る事項につき補佐するものについては、新たに同項の許可を得ることを要しないものとする。(参考人)

13 主宰者は、当事者若しくは参加人の申出により又は聴聞の期日に出頭することを求め、意見又は事情を聴くことができる。

14 前項の申出は、聴聞の期日の四日前までに、聴聞の件名、参考人として聴聞の期日への出頭を求め者の氏名、住所及び陳述の要旨を記載した別記様式第五号の参考人出頭申出書を主宰者に提出することにより行うものとする。

15 主宰者は、前項の申出に係る者に参考人として聴聞の期日への出頭を求めるときは、速やかに、その旨を当該申出を行った当事者又は参加人に対し書面により通知するものとする。

16 聴聞の期日及び場所の変更(聴聞の期日又は場所の変更) 行政庁は、当事者の申出により又は職権で、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

17 前項の申出は、聴聞の期日又は場所の変更を求めやむを得ない理由を記載した別記様式第七号の変更申出書を行政庁に提出することにより行うものとする。

18 行政庁は、第一項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を別記様式第八号の変更通知書により当事者及び参加人に通知しなければならない。

19 (文書等の閲覧の手続等) 法第十八条第一項の規定による閲覧の求めは、聴聞の件名及び閲覧をしようとする資料の標目を記載した別記様式第九号の文書閲覧請求書を行政庁に提出することにより行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に於いて必要となつた場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

20 行政庁は、法第十八条第一項又は第二項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、当該当事者又は参加人が聴聞の期日における審理に必要な準備を行うことを防げることがないよう配慮するものとする。

21 法第十八条第二項の閲覧の求めがあつた場合において、行政庁が当該求めのあつた聴聞の期日において閲覧させることができないとき(閲覧を拒否するときを除く。))は、主宰者は、法第二十二條第一項の規定により当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。(証拠書類等の提出を受けた場合の手続)

22 主宰者は、法第二十条第二項又は法第二十一条第一項の規定による証拠書類等の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第十号の提出物目録を作成しなければならない。

一 聴聞の件名

二 提出を受けた年月日

三 提出をした者の氏名及び住所

四 提出を受けた証拠書類等の標目

23 主宰者は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る証拠書類等を提出した者に交付しなければならない。

24 主宰者は、必要がなくなつたときは、提出を受けた証拠書類等を速やかにこれを提出した者に返還しなければならない。この場合において、当該証拠書類等の返還は、別記様式第十一号の還付請書と引換えに行わなければならない。

25 (聴聞の審理の公開) 行政庁は、法第二十条第六項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めるときは、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

26 前項の規定による公示は、聴聞を行う行政庁の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。

27 (聴聞の期日における陳述の制限等) 聴聞に係る事実の範囲を超えて発言するとき、その他聴聞の期日における審理の適正な進行を図るためにやむを得ないと認めるときは、その発言を制限することができる。

28 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の期日における審理の秩序を維持するために必要

要があると認めるときは、秩序を乱した者に対し退場を命じ、その他聴聞の期日における審理の秩序を維持するため国家公安委員会が別に定める措置をとることができる。

（陳述書の提出の方法）

第十四条 法第二十一条第一項の規定による陳述書の提出は、提出をする者の氏名、住所、聴聞の件名及び聴聞に係る事案についての意見を記載した書面により行うものとする。

（聴聞の続行の通知）

第十五条 法第二十二條第二項本文の規定による通知は、別記様式第十二号の聴聞続行通知書により行うものとする。

（聴聞の再開の通知）

第十六条 法第二十五条において準用する法第二十二條第二項本文の規定による通知は、別記様式第十二号の聴聞再開通知書により行うものとする。

第三節 聴聞調査等

（聴聞調査）

第十七条 法第二十四條第一項の調査は、別記様式第十三号の聴聞調査に次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号、第六号及び第七号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印することにより作成しなければならない。

一 聴聞の件名

二 聴聞の期日及び場所

三 主宰者の職名及び氏名

四 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人はこれらの者の代理人、補佐人並びに参考人（法令の規定により聴聞の期日に出頭したその他の者を含む。第八号において同じ。）の氏名及び住所

五 当事者（代理人を含む。）が聴聞の期日に出頭しなかった場合には、その氏名及び住所並びに出頭しなかったことについての正当な理由の有無

六 説明を行った行政庁の職員の職名及び氏名

七 行政庁の職員の説明の要旨

八 当事者及び参加人又はこれらの者の代理人、補佐人並びに参考人の陳述（陳述書によるものを含む。）の要旨

九 その他参考となるべき事項

2 聴聞調査には、第十一條第一項の提出物目録を添付するほか、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付して調査の一部とすることができる。

（聴聞報告書）

第十八条 法第二十四條第三項の報告書は、別記様式第十四号の聴聞報告書に次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印することにより作成しなければならない。

一 意見

二 不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人の主張

三 理由

（聴聞調査等の閲覧）

第十九条 法第二十四條第四項の規定による閲覧の求めは、聴聞の件名及び閲覧をしようとする調査又は報告書の別を記載した別記様式第十五号の聴聞調査等閲覧請求書を、聴聞の最終前であつては主宰者に、聴聞の最終後にあつては行政庁に提出することにより行うものとする。

2 主宰者又は行政庁は、法第二十四條第四項の閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を指定して当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。

第三章 弁明の機会の付与

（弁明の通知）

第二十条 法第三十条の規定による通知は、別記様式第十六号の弁明通知書により行うものとする。

（口頭による弁明の聴取）

第二十一条 行政庁は、弁明を口頭であることを認めるときは、その指名する警察職員に弁明を録取させなければならない。

2 前項の規定により弁明を録取する者（以下「弁明録取者」という。）は、弁明の日時の冒頭において、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を弁明者に対し説明しなければならない。

（弁明調査）

第二十二条 弁明録取者は、当事者が口頭による弁明をしたときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第十七号の弁明調査を作成し、これに記名押印しなければならない。

一 弁明の件名

二 弁明の日時及び場所

三 弁明録取者の職名及び氏名

四 弁明の日時に出頭した当事者又は代理人の氏名及び住所

五 当事者の弁明の要旨

六 その他参考となるべき事項

2 第十七条第二項の規定は、前項の弁明調査について準用する。

3 弁明録取者は、口頭による弁明の最終後速やかに、第一項の弁明調査を行政庁に提出しなければならない。

（弁明書の不提出等の場合における措置）

第二十三条 行政庁は、法第三十条の提出期限までに法第二十九条第一項の弁明書が提出されない場合、又は法第三十条の日時に当事者が出頭しない場合には、改めて弁明の機会の付与を行うことを要しない。

（準用規定）

第二十四条 第四條、第十一條及び第十四條の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第四條第一項中「法第十六條第三項（法第十七條第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十一條において準用する法第十六條第三項」と、同條第二項中「法第十六條第四項（法第十七條第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第三十一條において準用する法第十六條第四項」と、第十一條第一項中「主宰者」とあるのは「行政庁」と、「法第二十二條第二項又は法第二十一條第一項」とあるのは「法第二十九條第二項」と、同條第二項及び第三項中「主宰者」とあるのは「行政庁」と、第十四條中「法第二十一條第一項の規定による陳述書」とあるのは「法第二十九條第一項の規定による弁明書」と読み替えるものとする。

2 第九條の規定は、口頭による弁明の機会の付与について準用する。この場合において、「聴聞の期日」とあるのは「弁明の日時」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附則（令和元年六月二二日国家公安委員会規則第三号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附則（令和二年二月二八日国家公安委員会規則第一三号）

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号(第4条、第24条関係)

別記様式第1号(第4条、第24条関係)

代理人資格証明書

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日 において行われる機関
 非開通知書(年 月 日付第 号)に移る非開の機会に
 ついては、下記の者を代理人として選任し、私のために 機関
 非開の機会に
 一切の行為をすることを委任します。

記

機関の 名称	
住 所	
氏 名	

備考 1 空欄の文字は、横線で消すこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4とする。

別記様式第2号(第4条、第24条関係)

別記様式第2号(第4条、第24条関係)

代理人資格喪失届出書

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日 において行われる機関
 非開通知書(年 月 日付第 号)に移る非開の機会に
 ついては、下記の者が代理人の資格を失ったので届け出ます。

記

機関の 名称	
住 所	
氏 名	

備考 1 空欄の文字は、横線で消すこと。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4とする。

別記様式第3号(第5条関係)

別記様式第3号(第5条関係)

参加人許可申請書

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日 において行われる機関に
 参加することを申請します。

記

機 関 の 名 称	
機関に係る不 利益の発生 防止の目的 を有する こと等の事項	
住 居 先	電話

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4とする。

別記様式第4号(第6条関係)

別記様式第4号(第6条関係)

個人出願許可申請書

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日に において行われる機
 関に、下記の個人とともに出願したいので申請します。

記

機 関 の 名 称	
住 所	
氏 名	(職 業)
出願者は個人 出願との関係	
出願する事項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4とする。

別記様式第5号(第7条関係)

別記様式第5号(第7条関係)

参考人出席申請書

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日 において行われる懇談にっ
いては、下記の書をご参考人として懇談の期日に出席させていただきますので申し出ます。

記

懇談の件名	
住 所	
氏 名	(職)
懇談の要旨	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第6号(第8条関係)

別記様式第6号(第8条関係)

(票)

懇 談 通 知 書

第 号

年 月 日

殿

印

あなたに対する下記の事実を根拠とする不利益処分に係る
の懇談による懇談を下記のとおり行いますので通知します。

記

懇談の件名	
決定される不利益 処分の内容	
根拠となる 法令の条項	
不利益処分の 原因となる事実	
懇談の期日	年 月 日
懇談の場所	時 分 から
懇談に際し の事務を所 掌する組織	所長等

備考 1 あなたは懇談の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物
(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は懇談の期日への出席に
代えて確定審査記録書等を提出することができます。

2 あなたは懇談が終了する時までの間、当該不利益処分の原因となる事
実を証する資料の閲覧を求めることができます。

3 本通知書が発行して以降審査記録書が更新される場合があります。

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付
すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第7号(第9条、第24条関係)

別記様式第7号(第9条、第24条関係)

懇談記録・場
所

実業申請書

年 月 日

殿

住所

氏名

年 月 日 において行われる 懇談の
日時・場
所

日時・場
所

記

懇談 の件名 及び 場 所	
場 所	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付
すること。

2 本欄の文字は、横線で消すこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第8号(第9条、第24条関係)

別記様式第8号(第9条、第24条関係)

贈與の日・場所 宛先通知書 第 号
 送附の日・場所
 年 月 日
 贈
 年 月 日に において行うこととして
 贈與の日・場所
 以下記のとおり変更したので通知します。
 送附の日・場所
 年 月 日

贈與の件名 送附	
贈與の日 送附の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
贈與の場所 送附の場所	

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4とする。

別記様式第9号(第10条関係)

別記様式第9号(第10条関係)

文書閲覧請求書
 年 月 日
 贈
 住所
 氏名
 年 月 日 において行われる贈與に關し、下記の標目に関する資料の閲覧を求めます。
 記

贈與の件名	
閲覧をしようとする資料の標目	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4とする。

別記様式第10号(第11条、第24条関係)

別記様式第10号(第11条、第24条関係)

提出物目録
 年 月 日
 贈
 第20条第2項
 行政手続法 第21条第1項 の規定により提出者が提出した下記目録の証拠書
 第29条第2項
 贈與を受領した。
 記

贈與の件名 送附			
贈 住所			
贈 氏名			
提出を受けた 提出の日時			
目 録			
番号	標 目	数量	備考
取 扱 者	職名	氏名	印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4とする。

別記様式第11号(第11条、第24条関係)

別記様式第11号(第11条、第24条関係)

送付請求書
 年 月 日
 贈
 住所
 氏名
 下記の日録の証拠書等の送付を受け、願いました。
 記

目 録			
番号	標 目	数量	備考
取 扱 者	職名	氏名	印

備考 1 「日録」欄の記載は、取扱者において行うこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4とする。

別記様式第12号(第15条、第16条関係)

別記様式第12号(第15条、第16条関係)

第 号
年 月 日

総 行
再 開

印

年 月 日に において行った総開を下
記のとおり 行 するので通知します。
再 開 記

総開の件名	
総開の期日	年 月 日 時 分から
総開の場所	

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第13号(第17条関係)

別記様式第13号(第17条関係)

第 号
年 月 日

総 開 調 査

主事者の職名及び氏名

総 開 の 件 名	
総 開 の 期 日	
総 開 の 場 所	
主事者の住所及び氏名 (代理人・補佐人の住所及び氏名)	
参加人の住所及び氏名 (代理人・補佐人の住所及び氏名)	
参考人の住所及び氏名	
総開の期日に出席しな かたの当事者(参加人) の住所及び氏名並び に出席しなかったこ とに関する正当な理由 があるかどうかの旨	
説明を行った行政庁の 職員の職名及び氏名	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付
すること。
2 当該審判が廃止されたときは、提出申請を併付すること。
3 不要の欄は、斜線を引くこと。
4 参考人には、法令の規定により総開の期日に出席したその他の者を含む。
5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第14号(第18条関係)

別記様式第14号(第18条関係)

第 号
年 月 日

総 開 調 査

主事者の職名及び氏名

総開通知書(年 月 日付第 号)に係る総開を締結したので
その結果を報告します。

記

総 開 の 件 名	
密 見	
総開に係る事案 に対する当事者 及び参加人の主張	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第15号(第19条関係)

別記様式第15号(第19条関係)

特別清算特別清算手続 年 月 日 殿 住所 氏名 年 月 日 において行われた特別清算 し、下記の科目に係る資料の閲覧を求めます。 記	
閲覧の件名	
閲覧をしようとする請求又は閲覧書類の別	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第16号(第20条関係)

別記様式第16号(第20条関係)

(表) 非 明 通 知 書 第 号 年 月 日 殿 印 あなたに対する下記の事実を記録とする権利関係に係る行政手続法第13条第1項第2号の規定による非明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。 記	
非 明 の 件 名	
予定される権利関係の内容	
根拠となる法令の条項	
権利関係の争点となる事実	
非明等の提出先	
非 明 の 提出 期 限	年 月 日 まで
備 考	

備考 1 日課による非明の機会の付与を行う場合には、備考欄にその旨及び出願すべき日時及び場所を記載すること。
 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第17号(第22条関係)

別記様式第17号(第22条関係)

(裏) 非明の機会の付与に關しての留意事項 1 非明書には、あなたの氏名、住所、非明の件名及び非明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。 2 非明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。 3 あなたが非明をしない場合には、あなたに代わって代理人を選任できるまでの非明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に非明の機会の付与に関する一環の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。 4 日課による非明の機会の付与を行う場合であって、あなたが病氣その他のやむを得ない理由があるときは、行政庁に対し、変更申請書により、非明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。	
---	--

別記様式第17号(第22条関係)

別記様式第17号(第22条関係)

非 明 通 知 書 第 号 年 月 日 非明請求者の氏名及び氏名 印	
非 明 の 件 名	
非 明 の 日 時	
非 明 の 場 所	
請求者の住所及び氏名 (代理人の住所及び氏名)	
請求者の非明の要旨	
その結果となるべき事項	

備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。